

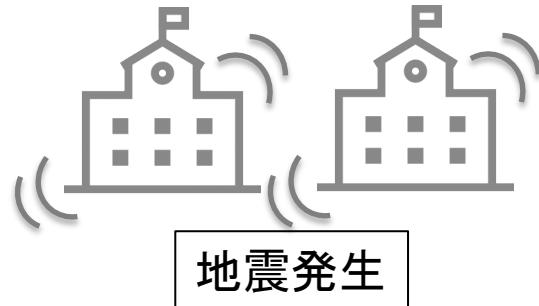
被災文教施設応急危険度判定について 【概要】

被災文教施設応急危険度判定について

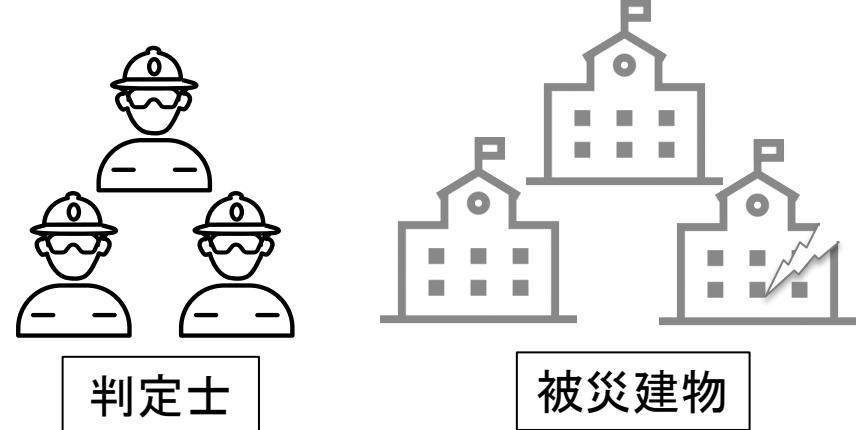
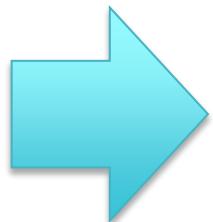


学校をはじめとする文教施設は、地震などの大規模災害時に、文教施設が地域住民等の避難所になるとともに、教育活動の再開が急務であることから、速やかに当該建物の使用の可否を判定する必要があります。

文教施設応急危険度判定士（以降、「判定士」という。）は、被災した建物について、その後の余震等による倒壊の危険性等をできる限り速やかに判定し、人命に関わる二次災害を防止するため、被災建物の使用の可否を判定します。



被災文教施設の設置者等は、被害状況に応じて、判定士を現地に派遣します。



判定士は被災建物の使用の可否を判定します。

文教施設の応急危険度判定に係る調査の実施対象は次の施設です。

- 地震により被害を受けた



- ・公立及び私立の学校施設

- ・公立の社会教育施設、社会体育施設及び文化施設

- ・国立大学法人等の施設

(文部科学省におかれる施設等機関、特別の機関、地方支分局の文教施設、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人)

- ・その他設置者等からの特別の要請に基づく施設

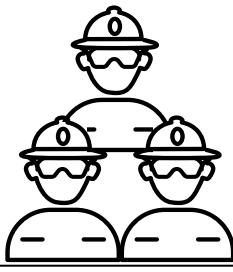
文部科学省からの判定士派遣について



被災文教施設の設置者等は、地震発生後、被害状況を把握するとともに、建物の使用可否を判断する必要があります。

- 技術職員の不足等により判断が難しい場合には、文部科学省からの応急危険度判定士の調査団を派遣することができます。
- 被災文教施設の調査（外観・内観）は、判定士2名1組で行います。なお、必要に応じて補助者を配置することができます。
- 調査実施時は、被災文教施設の設置者、学校管理者等と同行の上、当面使用可能である場所や危険箇所などを直接伝えるとともに、判定結果にも危険箇所を記載した調査結果を設置者等に報告します。

補助者



判定士2名



報告書等

※判定ステッカー貼付や使用制限等の適切な処置・復旧対応は、被災文教施設の設置者等に行っていただきます。

地震など大規模災害に備えた対応



被災文教施設の設置者等は、地震など大規模災害に備え、文教施設応急危険度判定業務が速やかに対応できるように以下の資料を準備しておくようにしてください。

○対象文教施設等一覧（様式任意）

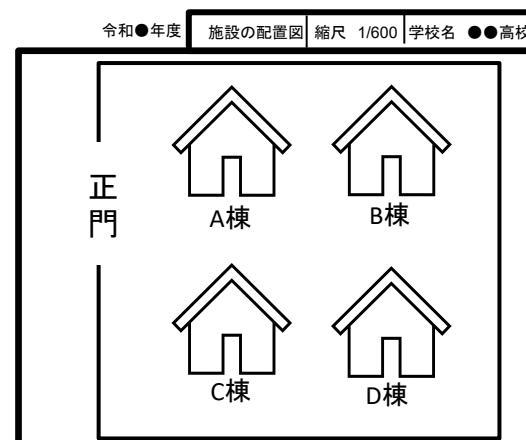
- ・自治体名
- ・学校名等、連絡者名
- ・郵便番号、所在地
- ・電話番号、など

●●県対象文教施設等一覧

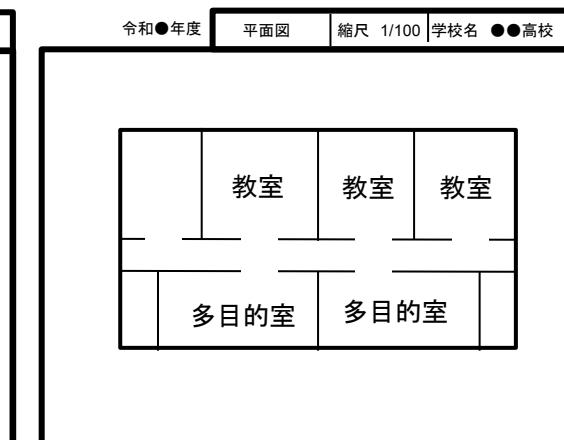
<参考>

No.	自治体名	学校名等	連絡者名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	備考
1	●●県	●●高校		000-0000	■■市▲▲1-1-1	000-000-0000	000-000-0000	
2	■■市	■■小学校		000-0000	■■市▲▲2-2-2	000-000-0000	000-000-0000	
3	■■市	▲▲小学校		000-0000	■■市▲▲3-3-3	000-000-0000	000-000-0000	
4	■■市	■■中学校		000-0000	■■市▲▲4-4-4	000-000-0000	000-000-0000	

○文教施設の設置者等が管理する施設名称、位置（配置図）、棟（平面図など）等のわかる資料



施設の配置図



A棟平面図

地震など大規模災害が発生したら



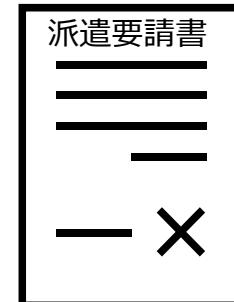
被災文教施設の設置者等は、地震などの大規模災害が発生したら、まずは、文部科学省参事官（施設防災担当）付管理技術係

【03-5253-4111（内線2321）】に相談ください。

※被害状況全体を把握できていない場合であっても派遣要請が必要な場合には、すみやかに御連絡ください。

- 被災文教施設の設置者等は、文部科学省参事官（施設防災担当）付へ派遣要請書（様式（任意）参照）を提出ください。

なお、被災自治体が複数となる場合は、被災都道府県教育委員会がとりまとめ派遣を要請することで、判定士派遣が円滑に行えます。



- 以下の資料を派遣要請書に添付する。

※派遣要請時に配置図や平面図が整わない場合は、現地調査までには用意ください。

- ・被災自治体名、被災文教施設名、所在地、電話番号などの連絡先一覧
- ・被災文教施設が敷地内の位置がわかる配置図
- ・被災文教施設の教室や多目的室などの場所がわかる平面図

